

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第55号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

議案第55号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

皆様おはようございます。6番後藤田麻美子でございます。

福祉建設常任委員会は、12月11日午前10時より開会いたしました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告を申し上げます。

議案第55号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

第3条に「地域の特性に応じた施策を実施するものとする」との規定があるが、「実施することができる」のような表現でよかったのではないかとの問いに対しまして、この条文は町独自で事業をする部分についての規定であり、今のところはまだ独自利用することは考えていない。今後において、税と社会保障の関係で使える部分があれば積極的に使っていく考えは持っているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づく条例でございます。マイナンバー法については、特に質疑の中でも明らかになりましたように、町内1万2800世帯に通知するということになっていて12月10日現在1,423通が返却されている、まだ届いていないところも多いという問題。また、これは国の問題で町の問題ではないかもしれませんが、町民の方から聞くと「わからない」という声も強い。これは町の広報の周知の問題もあると思いますが、そういう問題も非常に大きい。また、なりすましなどの情報漏えいなどこれも非常に問題点があるところでございます。ですから、このマイナンバー法に伴う条例について反対するものでございますが、討論というのは賛同者を募るためのものでございますので、いろいろお聞きしますと国が決めたのに大治町だけ反対してどうなるんだと。特に大治町民に不都合があるんじゃないかという声をお聞きしますので、その点についてちょっとどうなるのかをご説明させていただいて反対討論をすることによって賛同者を募りたいと思います。

まず、住基カードの加入は任意でしたが、このマイナンバー法は都道府県、市町村、強制的に加入しなきゃいけないものです。ですから、共産党としては反対であっても共産党員が市町村長をやっているところでは当然同じような条例が出ております。しかしながら、二元代表制ですので議会内でこれは反対だということで否決することは可能であるし、これは何のためにするのかということと国会で法律の廃止、もしくは国がそれを行わないようにするためだと。二元代表制ですからそういうふうのためにやるものでございます。しかしながら、もし大治町でこの条例などができなくてそれでどうなるのかということでございます。国会や政府はこのままでしたらどうなるのかということですが、その場合、例えばマイナンバー法にかかわるもの全てを大治町が反対だということになったとしましたら、これは国から指導があり職権で改善を求められるというものでございます。この条例だけで見ますと指導はあるかもしれませんが、運用上支障がなければ当然職権で国がやることはないという問題でございます。ですから、安心して反対してもらって構わない。

また、委員会の中で少し質疑がありました第4条ただし書きについてでございます。これは国の方針で情報提供ネットワークシステムで情報を取得できる場合は情報提供ネ

ットワークシステムを利用することが原則だと。だから機関内、庁舎内で利用できる場合もそれを取得するのではなくて情報ネットワークシステムを使いなさいよということでございます。ただこの部分では国の指導で適当ではないということで違反ではないので、ただし書きを例えば除いた条例になった場合、これについては国の職権の指導はないだろうということであります。ですから、私としてこの条例は自信を持って反対できると。それによって大治町民に不都合なことは何もないということをお伝えした上で反対理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

○1番（若山照洋君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、1番若山照洋君。

○1番（若山照洋君）

1番若山照洋です。議案第55号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において個人番号を利用することで国民の利便性、行政運営の効率化の向上を図ることを目的として交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に基づき、本町においても特定個人情報利用を可能とし、マイナンバー制度の利点をより高めることを目的とし制定されたものであり、また、庁内連携を踏まえ、個人番号の利用に際し必要な町の責務、個人番号の利用の範囲など必要な措置を講じたものであります。よって、町民の皆様への行政サービスの向上に資するものと考えますので賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案第56号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

9番服部でございます。

総務教育常任委員会は、12月10日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおりに決定しましたので会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第56号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑等はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。この条例は共済年金と厚生年金を一元化するものでそれに伴う条例制定でございます。当然、共済を厚生年金に一元化するときに条件が悪くなるということでございます。国の問題ではございますが、当然これは大治町職員にかかわってくる問題でございますのでここで大治町として議会として反対をして、国で何とか法律の廃止を求めるという立場でございます。ですから、この条例制定については反対を

いたします。またこの条例を制定しないからといって国の方があといろいろ指導なりが来る問題でございますので、何も不都合はないということを言い添えて反対理由としたいと思います。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

折橋盛男です。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

この制度は、少子高齢化の一層の進展に備え、年金財政の拡大、安定性を高めるものであります。公平性を確保するものであり、何ら反対する内容のものではありません。よって賛成をいたします。以上であります。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第57号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第57号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第57号大治町税条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告いたします。

申請により換価猶予ができるということになるが、提案された一連の経緯はどの問いに、以前は職権で行われていたが申請により換価の猶予を行えるようにするものである。このことによって不納欠損に影響が及ぶものとは考えにくいとの答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この大治町税条例の一部を改正する条例の一部にマイナンバー法施行に伴うものがございませぬ。マイナンバー法の問題については、先ほど簡単にご説明しましたので条例について少し反対理由を述べていきたいと思ひます。

中ほどの「第49条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える」ということで、「納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号」ここですな、個人番号を新たに書かなきゃいけないというふうになっております。当然、氏名とか住所などは書かないと受け付けてもらえないということでございます。同じようにこの条例をそのまま読めば個人番号を書かなければ受け付けてもらえないというふうになると思ひます。ただ、他市町村の質疑等々を聞いていますと、行政側は個人番号を書かなくても受け付けると。だったら「個人番号なしでいいと周知しろ」というとそれはできない。個人番号を書かなかつたらどうなるのか。事務手続上遅れるおそれがあると。実際遅れないんですけども、全く遅れないとなるとなぜ書かなきゃいけないのかという議論になりますので、そういうような答弁をされているところが多いようです。

問題は、大治町の中でそういう個人番号を書かなかつたらどうなるのかという行政側の説明が一言もない。だから、この条例をそのまま読めば来年1月1日以降、個人番号を書かなかつたら受け取りを拒否できる、書いてくださいと。そのときに個人番号がま

だまだ1割強も通知されていないとそういう状況の中でそういうことができるのか。実際はやらないと思うんですよ、そんなことは。実際やらないと思いますが、この条例どおりだとそうなっちゃうんですよ。行政側からの説明もないし、議会や委員会の中の質疑もなかった。当然、本会議場で私も質疑をしなきゃいけなかったんですが議題外のおそれがある。あと、発言停止のおそれがある、議題外で。そういうおそれもある中でやっぱりできなかつた。その結果、本来は町側も個人番号を書かないから受け付けないということは絶対ないと思うんですが、この条例を読めば氏名、住所を書かないと当然受け取らないから同じように個人番号を書かなかつたら受け取らないというふうにとるのが条例上なんですよ。ただ、運用上はそういうふうにしないと思いますよ。ただ、そういう保証は一言もない。行政側から説明もない。質疑もできなかつた。議題外だ、発言停止だというおそれがあるということ。それは当然議長の権限でございますから私がとやかく言うことではないけれども、結果としてそれができていなかったということで非常に問題があるということで、この条例を賛成して、町側はやらないと思いますが、個人番号を書かなかつたら受け付けなくてもいいというふうになっちゃうんですよ、皆さん。いいんですか、それで。ですから、非常に不十分だということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時19分 休憩  
午前10時25分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの吉原君の発言の中での一部訂正について発言取り消しを求めますが、7番吉原経夫君いかがですか。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず基本的なことですが、一部取り消してどの部分かというのをやっぱり明らかにしないと議長おかしいと思うんですが、それはまず。どちらにしても発言取り消しするつもりはないんですが、ただ、どちらにしてもどの部分かというのを言っていただくと。

○議長（織田八茂君）

はい、わかりました。それでは、発言の一部取り消しはしないということでございますので会議を続けます。

続いて、原案に対する賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋です。大治町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正はマイナンバー法が含まれておりますが、納税のための猶予制度が見直され、納税者の負担軽減が図られる内容も含まれております。ですから、そういう納税者のための負担軽減というのが一番大事ではないかと思っております。よって、この条例案に賛成いたします。皆様の賛同をよろしくお願いたします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第58号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第58号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第58号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

ちびっこ広場新設のための条例の整備だが、現地を見るとまだ工事中であり、3月1

日からちびっこ広場として使用できるのか。また、工事の完了検査は十分にできるのかとの問いに対しまして、当初の工事の工程どおり問題なく3月1日から供用できるよう進めているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第59号大治町国民健康保険税条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第59号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第59号大治町国民健康保険税条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第60号平成27年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案第60号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第60号平成27年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑は、学校管理費、大治小学校特別支援教室等改修工事の内容と提案された経緯はとの問いに、特別支援を要する子供たちについては、普通学校あるいは特別支援学校で受け入れるかを何年もかけて保護者等と話し合いを行います。今回の場合、次年度の入学予定者の希望もあり、国の方針に従って対応した結果です。今後も対象者の希望に即した対応をしていく方針であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第60号平成27年度大治町一般会計補正予算（第5号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

障害福祉費の扶助費について、障害児支援給付費がなぜふえてきたのかとの問いに対しまして、デイサービスセンターが町内で1カ所、また、中川区やあま市など近隣でも増加傾向にあり、その利用がふえてきていることが考えられるとの答弁でした。

また、農業用施設管理費の工事請負費について、農業用施設維持修繕工事の具体的な内容はとの問いに対しまして、田んぼと水路の際のところ、いわゆるけい畔の陥落部分が3カ所、水路上にふたをして水をためるいわゆる戸ぶたの工事3カ所、水門である鋼鉄製のゲートの修繕工事1カ所、田んぼと田んぼをつなぐ配管漏れの修繕工事1カ所を予定しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第60号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第61号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第61号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第61号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、医療費の補正予算を見積もった積算根拠はどの問いに対しまして、今年度の月々の支払い状況を見て計上したものであり、入院については27年度の状況では循環器系がふえており、町として一番高い状況を示している。次に統合失調症等の精神疾患、3番目が悪性新生物、いわゆるがんという状況になっている。医療費については高額な入院があればふえる傾向にあるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第61号は可決されました。

日程第8、議案第62号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案第62号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第62号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

介護サービス等諸費について、国の政策的な背景があつて伸びているとの説明があつたが、国のどういった形の背景があるのかとの問いに対しまして、今期から介護保険について制度の見直しがあり、全員1割負担から高所得者については2割負担となったため給付費が抑えられると考えていたが、高齢者が増加し、要介護認定を受ける人がふえたことにより給付費がふえる結果となったため補正をお願いすることとなったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第63号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第63号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第63号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[なし] の声あり]

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし] の声あり]

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第64号公の施設の区域外設置についてを議題とします。

議案第64号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第64号公の施設の区域外設置について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特筆する質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第64号は可決されました。

日程第11、議案第66号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第66号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第66号大治町道路線の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、発議第9号戦争法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第9号戦争法の廃止を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年12月1日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

傍聴者もみえることですので意見書をまず読み上げさせていただきます。

戦争法の廃止を求める意見書。2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した「平

和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらずその内容は紛れもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって「平和安全」とは全く逆の事態を招くこととなります。

戦争法に対しては国会審議の段階で憲法の専門家を初めさまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり正当性を欠くものです。

以上の趣旨から戦争法である「平和安全保障関連法」を速やかに廃止することと、立憲主義の原則を堅持し憲法9条を守り生かすことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者としては、採択された場合は愛知県大治町議会議長織田八茂の名前で出させていただきますし、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣でございます。

若干ちょっと説明させていただきますと、この戦争法が9月19日に通って以降、反対の運動はおさまることなく広がっております。一旦、法律が成立すると反対運動はやむものでございますが、この戦争法に関してはそういうことがないということをまず1点述べさせていただきますとともに、もう1点は、来年参議院選挙後に南スーダンに自衛隊が駆けつけ警護する計画がある。実際に自衛隊、今まで他国の人たちを殺したり、また自衛隊員が自殺はありますが殺されたりはなかったわけですが、本当に危険がましているという事態でございますので大治町議会としてぜひこの意見書を採択していただいて、そういうような事態が起こらないよう国会で戦争法を廃止してもらうとともに、内閣が集団的自衛権の閣議決定を撤回していただくよう強く求めるものでございます。以上でございます。

〔議長、この発議退席します〕と呼ぶ声あり。林 哲秀君 退場〕

○議長（織田八茂君）

質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第9号は会議規則第39条第3項の規定により委員

会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第9号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 1名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

〔林 哲秀君 入場〕

日程第13、発議第10号テロを世界から根絶するために、国際社会が一致団結して取り組むことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第10号テロを世界から根絶するために、国際社会が一致団結して取り組むことを求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成27年12月1日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

先ほどに続きまして傍聴者もおみえになるということで意見書を読み上げさせていただきます。

テロを世界から根絶するために、国際社会が一致団結して取り組むことを求める意見書。現地時間11月13日の夜、フランスのパリ市内でIS（Islamic State）による大量テ

ロが発生し129人の死者が出ました。罪のない市民を無差別で殺害した行為は、どんな理由があろうとも決して許されるものではありません。このテロを厳しく糾弾するとともに、犠牲者の家族や関係者の皆さまに心から哀悼を表すものです。

国連の潘基文事務総長も「卑劣な攻撃」と非難しました。アメリカのオバマ大統領も「人類全体と我々が共有する普遍的価値への攻撃だ」と批判しました。この事件を徹底的に追及しテロリストを追いつめるとともに、無法なテロを世界から根絶するよう法と正義に基づき、国際社会が一致団結して力を尽くすことが急務です。

2001年のアメリカ同時多発テロのあと、テロリストをかくまったとしてアメリカはアフガニスタンを攻撃しました。その後、大量破壊兵器を所有しているという疑惑を理由にアメリカはイラクに侵略して政権を崩壊させました。

この二つの戦争以降、世界では戦争とテロの悪循環が続いています。しかし、戦争でテロをなくせなかったのは明らかであり、テロと戦争の悪循環をやめることこそ国際社会の急務です。

「有志連合」による対応に傾斜するのではなく、国際社会が一致団結してテロ根絶に力を合わせるよう政府が一層努力されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

採択された場合、提出者として愛知県大治町議会議長織田八茂になりますし、提出先は内閣総理大臣です。

若干ちょっと訂正しますと、1行目129人の死者が出ましたとありますが、現在では130人ということになっておりますのでその点は少し訂正をさせていただきます。

提案理由としては、テロは許すことは決してできない。しかし、戦争では解決しない。戦争ではなく国際社会一致団結してテロに対して力を合わせる必要があるという趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第10号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第10号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第10号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 2名〕

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第10号は否決されました。

日程第14、大治町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、大治町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には、丹羽幸政君、加納勝君、小塚貫幸君、吉田己喜男君、以上の方を指名します。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、丹羽幸政君、加納勝君、小塚貫幸君、吉田己喜男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、大治町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員には、松木田毅君、宇佐美泰江君、松永康義君、石川義章君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました、松木田毅君、宇佐美泰江君、松永康義君、石川義章君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定をいたしました。

日程第15、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成27年12月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 織 田 八 茂

副 議 長 横 井 良 隆

署名議員 浅 里 周 平

署名議員 若 山 照 洋